

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市指定管理者選定等審議会
開 催 年 月 日	平成30年 6月27日 (水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9時00分 から 10時35分まで
開 催 場 所	弘前市役所 前川新館6階大会議室
議 長 等 の 氏 名	清藤 憲衛
出 席 者	委員 清藤 憲衛 (会長) 委員 熊谷 幸一 委員 飯島 裕胤 委員 小林 太郎 委員 菊池 励美
欠 席 者	なし
施設所管部職員の名 職 氏 名	(弘前市みやぞの児童センター等) (弘前市豊田児童センター等) (弘前市三岳児童センター等) (弘前市致遠児童センター等) (弘前市和徳児童館等) (弘前市三省児童館等) (弘前市自得児童館等) (弘前市石川児童館等) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 子育て支援課長 石田 剛 子育て支援課長補佐 川田 哲也 子育て支援課係長 奈良岡 隆介 子育て支援課主事 米谷 允臣 (鷹ヶ丘老人福祉センター等) (老人福祉センター祥風園) (老人福祉センター瑞風園) 健康福祉部長 外川 吉彦 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 介護福祉課長 三上 誠 介護福祉課長補佐 相馬 延承

	<p>介護福祉課係長 藤岡 英貴 介護福祉課主事 相馬 美桜</p>
事務局職員の 職 氏 名	<p>ひろさき未来戦略研究センター副所長 澁谷 明伸 ひろさき未来戦略研究センター 情報分析・行革・連携担当総括主幹 蒔苗 元 情報分析・行革・連携担当主事 富田 正史</p>
会議の議題	<p>案件 1. 弘前市みやぞの児童センターほか計 26 施設の市政管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p>
会議結果	<p>案件 1. 弘前市みやぞの児童センターほか計 26 施設の市政管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について</p> <p>諮問案件 1 (1) 鷹ヶ丘老人福祉センター等 鷹ヶ丘老人福祉センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (2) 老人福祉センター祥風園 老人福祉センター祥風園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。 (3) 老人福祉センター瑞風園 老人福祉センター瑞風園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当である。</p> <p>なお、弘前市みやぞの児童センター等、弘前市豊田児童センター等、弘前市三岳児童センター等、弘前市致遠児童センター等、弘前市和徳児童館等、弘前市三省児童館等、弘前市自得児童館等、弘前市石川児童館等については、継続審議を行うものとする。</p>
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件対象施設及び指定管理者候補者選定方法一覧（資料 1） ・ 指定管理者制度に係る今後のスケジュール（資料 2） ・ 指定管理者制度の導入に係る方針（資料 3） ・ 弘前市指定管理者選定等審議会委員名簿（資料 4）

<p>会 議 内 容</p> <p>(発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<p>1 開会</p> <p>2 案件</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p> <hr/>
	<p>2 案件</p> <p>【以下、施設所管部からの説明、質疑等の概要】</p> <p>(議長) 全体の概要について、事務局の説明を求める。</p> <p>(事務局) 案件1「指定管理者候補者の選定方法等について」審議する施設は、一覧に記載のとおり弘前市みやぞの児童センター等ほか11グループ計26施設となっている。これは、平成31年4月をもって現在の指定期間が満了するため、今年度更新手続をとるものである。</p> <p>(議長) 弘前市みやぞの児童センターほか26施設の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等について、審議を行う。会議の進め方は、募集グループごとに、担当部からの説明及び質疑を行い、審議することとする。</p> <p>それでは、弘前市みやぞの児童センター等の選定方法等について健康福祉部から説明をお願いします。</p> <p><施設所管部 説明></p> <p>(議長) 以上の説明について、質問や意見はないか。</p> <p>(委員) 全体的な話として、募集グループは現行の通りだと思うが、固定化していくと場合によっては指定管理者が談合してしまう恐れもない訳ではない。そういう中で、指定管理を効果的に運用していくのが永遠の課題と思う。そのあたりについて、悩ましいところだと思うがどのように考えるか。</p> <p>(施設所管部) グループ化の方針については、児童館・児童センターは市内小学校が30数校ある中で、中学校区ごとでの設置を考えている。いままで児童館・児童センターが無い地区に建設する場合、毎</p>

回グループ化の調整を考え、前回の平成 25 年度には、みやぞの児童センターは豊田児童センターとのグループ化とし、北児童センターは単館での募集であった。中学校区ごとの設置のほか、グループを一緒にしていることで生ずる問題が無いかを確認している。競争性の確保については難しいところだが、目安として1つの社会福祉法人が児童館・児童センターを運営できるのは、保育所の他に2ないし3館が理想と思っている。

(委員)

いまの回答を受けて、和徳児童館等は5つの施設で募集だが、どういう考えか。

(施設所管部)

和徳、進修及び東目屋は昭和 40 年代に建てられ、和徳と進修は、ともに和徳小学校区となっている。東目屋は市の端で、指定管理に手を挙げるのが無いところ。このためと苦肉の策として、大きい範囲でのグループとなっている。

(委員)

児童館・児童センターの主たる小学校や児童数や利用者数、そういった資料を示してほしい。また、職員の配置体制と児童数の関係が分かりにくい。

(施設所管部)

資料には、児童センターの位置図や間取り、建物の外観が分かる写真を添付している。登録児童数については、これから資料を配布する。(委員に資料を配布。)

(委員)

予算の増減を検討するとき、児童数とか職員数とかの関係が資料では分かりにくくなっている。

(施設所管部)

資料では、小学校の児童数は出てこないが、児童数の約半数が児童館及び児童センターに登録している。

(委員)

実績を見ると、人件費の支出が平成 29 年度に増加し収支がマイナスとなったとし、利用児童数が多くなっていることから児童厚生員を加配するとしているが、児童数に対する職員配置の基準とかはあるのか。

(施設所管部)

児童館は法定の最低基準として館長 1 名、児童厚生員 2 名合計 3 名となっている。児童センターは、その他に体力増進員として 1 名を加えた 4 名となっている。市ではそれを上回る職員を要求している。児童センターは小学校児童数が 300 人以上の場合で、300 人以下の場合は児童館という方針としている。登録

児童数は、児童館については40から60人、児童センターは60～80人程度が目安となっている。80人を超えると4名から更に加配していかなければと考えている。

(委員)

児童センターは4名ということは決まっていて、更に職員の加配については登録児童数によってということ、そこは指定管理者と協議して決めるということか。

(施設所管部)

市の積算で正職員1名を見込んだとして、例えば非常勤職員2名で対応するとか、職員2名を正職員1名、非常勤職員1名とするとかは、指定管理者の雇用の関係もあり、話を聞きながら、足りる人数かというところを確認している。

(委員)

市として何人以上なら加配するという基準は決めているということか。

(施設所管部)

予算要求をする時には、ある程度基準を設けて、児童館は3名、児童センター4名ということで予算要求するが、実績として児童数が多いところは、加配分を人件費分として積算している。

(委員)

予算の積算で加配を行うときの、児童数が多いという基準はどういう風になっているのか。例えば、この施設は何人から何人になるから加配する、という資料になっていないので、分かりづらい。

(施設所管部)

平成25年度と平成29年度の1日の平均利用児童数の増減を比べて、利用数が大きく増えている施設や、児童センターにおいて登録児童数が80名を超えて100名に近づく場合は加配ということで要求している。

(委員)

みやそのでは、2名が加配となっているが。

(施設所管部)

資料に記載の加配は、現状の状況を記載している。

(委員)

予算では、平成31年度の人件費が前年に比べ439万円増えているが、このケースは加配を認めたということか。

(施設所管部)

平成30年度は昨年に提出された法人の予算を市の支出科目に合わせて整理し直したものであり、平成31年度は予算積算の基準に基づいて記載したものであり、児童センター2館なので、1

施設 4 名の計 8 名分を積算し設計している。法人の積算では、人件費 2400 万弱とし、そのほかに児童館の事業を手厚くしている計画となっている。

(委員)

この予算は加配を考えず、1 施設 4 名という積算か。

(施設所管部)

みやぞのと北については、加配を考えずに積算している。

(議長)

他に質問等がなければ、みやぞの児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市豊田児童センター等の選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

収支予算における支出について、人件費は前年と比べても大きな変化がないが、一方で管理費は増えている。こういった根拠にもとづいているのか。

(施設所管部)

支出の人件費は変わらず、収入は増えていることについては、平成 30 年度の収支予算額については、法人側から上がってきた実績額として、職員を増やして対応している実際の額であり、平成 31 年度の収支予算額は、平成 30 年度に見合った形での収支予算額としているものである。

(委員)

既に、職員を増やしているということか。

(施設所管部)

資料により現在の職員配置体制は児童厚生員 4 名とし、法定から見て 2 名を増やしている。4 名分の人件費を既に法人で支出しており、平成 31 年度の予算については、この加配分を見込むことで、ほぼ同程度の指定管理料を支出できるものである。

(委員)

それでは収支予算でなく、収支実績となっている。

(施設所管部)

今年度運営するために法人が作成したものを平成 30 年度予算として、平成 31 年度は市で見込んでいるもので、現状の指定管理料の積算と来年度からどうするのかというところを比較しないと分かりづらいのかなと思う。

(委員)

指定管理者が組んでいる予算ということなのか。

(施設所管部)

平成 30 年度の予算は、平成 29 年度の実績をベースにして積算したものであり、人員に大きな変化が無い場合は、平成 29 年度の実績見込みが平成 30 年度の予算となっている。

(委員)

収入における「その他」の項目は、こういったものなのか。

(施設所管部)

平成 26 年度に児童館・児童センターの延長利用ということで、それまでの午後 6 時から午後 7 時まで利用できるよう開館時間を延長している。そのため、延長利用にかかる人件費などを委託料として上乗せで支出していたものである。東部児童センターについては、平成 27 年度に延長利用分として非常勤職員 1 名の人件費を支出しており、今回、指定管理料に組み入れたほか、さらに豊田児童センターに加配ということを見込んだものである。

(委員)

自主事業との関連はどうなるのか。

(施設所管部)

自主事業は設けない方向で募集する予定である。

(委員)

選定基準における現指定期間の管理運営の評価の配点については。

(事務局)

公募の施設については、現行の指定管理者と新たな応募事業者の公平感を担保するというので、現在の指定管理者は実績だけでプラスになってくると思うので、新たな事業者との公平感のために、現在の事業者にマイナス査定をする、基準をゼロにして、あまり良くない場合はマイナスとするように作成した。

(議長)

他に質問等がなければ、豊田児童センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、弘前市三岳児童センター等の選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

三岳児童センターについては、利用児童数が他施設とそんなに変わらないと思うのだが、なぜ事務が多くなるのか。

(施設所管部)

平成 25 年度と 29 年度の登録児童数を比べた時に、三岳児童センターの児童数の増加が大きいほか、1 つの小学校に 1 つの児童館・児童センターとしていたが、2 つの小学校をカバーすることにより、かなり事務が増えることになった。例えば、土曜日に運動会を行うと月曜日には休校となる。このため、月曜日の朝からの出勤態勢を整えることとなるが、2 校の行事がいつもバラバラになり、学校の行事に合わせた受け入れや急な開館にも対応する必要があり、事務が煩雑になっていることが加配の一番の理由である。

(委員)

資料中の平成 31・30 の収支予算で、平成 30 年度に記載の「その他」の予算は、平成 31 年度には指定管理料としてまとめて記載しているということか。

(施設所管部)

この部分については、平成 30 年度は指定管理料の他に、延長利用として別立てで記載しているが、平成 31 年度の収支予算では、指定管理料には延長利用を組み込まない形で積算している。

(委員)

さきほどの説明と食い違うが。

(施設所管部)

豊田については組み込んでいるが、三岳については、実績に応じて払われているということになる。

(委員)

指定管理料を見ると、平成 30 年度に比べて 450 万ほど増えることになるが、延長利用分を組み込むと負担部分が見えづらく

なってくる。

(委員)

平成31年度には延長利用分が指定管理料に含まれていないということでもよしかったか。そうすると延長利用をお願いすると追加で支払うということになるのか。

(施設所管部)

そのとおりである。

(委員)

三岳は館長の兼務はないのか。

(施設所管部)

現在の指定管理の法人である「弘前草右会」の方針として、館長は兼務させず、1館に必ず責任者を配置するということが運営されている。

(委員)

その場合、人件費の実績ベースで積み上げると、上手くやり繰りするところと、そうでないところとの差が出ると思うが。

(施設所管部)

館長兼務のところは多少、人件費が抑えられることになるが、館長を兼務させ、児童厚生員を非常勤職員として人数を増やしている法人もあり、その差が大きく出ているものではない。

(委員)

学校との連絡ということであれば、館長が行ってくれば良いと思う。兼務されているなら話は別だが。

(施設所管部)

館長の業務の一つとして、学校や保護者との連絡調整は、兼務であろうとなかろうと、館長の責任として業務を担っていただきたいと考えている。ただ実際、館長が不在の時は児童厚生員などが対応することになる。

(委員)

そういったところを工夫して行うのが、指定管理の趣旨と考える。

(施設所管部)

市としては、あくまで配置基準に基づく人件費分だけを積算しており、受託法人で人員配置を調整することになり、資料には現状を記載しているものである。配置基準に基づく人件費を計上しており、それ以上下げることができない。

(委員)

今後の指定管理料の積算ということで、その際に館長が常勤でいるにもかかわらず、非常勤職員をもう一人雇いたいということを経済的に認めると過大になることが想定される。

(委員)

予算において人件費が大きい部分を占めることになるので、児童数が多い、館長が兼務、事務処理が多いとかについて、やはり基準を設けていかないと、指定管理料が適正かどうか非常に分かりづらい。改めて精査していただきたい。加えて、予算においても、児童の安全確保という面からも基準を設けていただかないと、工夫をしているところは忙しくて児童に手が回らないということがないようにしないといけない。

(施設所管部)

現場の状況に合わせた積算ということになってきたことから、一定程度の基準をもったうえで、現場の状況を踏まえて積算することが必要と考える。児童センターの法定の配置基準は、館長1名、児童厚生員2名、体力増進員1名であり、それに市の考えとして加配を認めるかどうかだと思う。

(委員)

加配している施設と、それ以外の施設の登録数や利用者数、また、人数が100名を超えるようなら1名加配するとかが、一目で分かるような資料をつくるようにしてほしい。

(施設所管部)

対象の施設をリスト化してわかるように示すことも必要と思う。

(委員)

収支の予算について、例えば、過去5年間の指定管理料と平成31年度の指定管理料について同じ見方で見比べるようになれば、人件費の比較が分かりやすくなると思う。

(議長)

事務局で、職員の加配や予算の関係などについて、分かりやすい資料を作成するようにしてほしい。

(事務局)

配置基準と人件費の話について、5年前の見積もりと、現在の市の考えを比較出来れば分かりやすいと思うし、延長利用分についても追加する施設や追加していない施設を整理して、提示したうえで再度、審議していただきたい。

(議長)

児童館・児童センターについては、改めて審議することとしてよろしいか。

<委員了承>

【暫時休憩】

(議長)

審議を再開する。鷹ヶ丘老人福祉センター等の選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いする。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

老人福祉法に定める高齢者は何歳となるのか。

(施設所管部)

年齢的には65歳以上を高齢者としている。

(委員)

老人福祉センターとは65歳以上の高齢者だけが利用できるのか。

(施設所管部)

老人福祉センターでは多世代交流を考えている。城西については、なかよし会を設置しており、センターでの多世代交流としている。

(委員)

年間利用人数は、延べ利用人数ということか。1日あたりの利用者数は、365日で割るということでよろしかったか。

(施設所管部)

基本的には、その通りである。ただ、毎週月曜日や祭りと年末年始が休館日となっており、その日数は除いたことになる。

(委員)

どちらの施設も駐車場が不足しているということだが、現在の駐車場利用にあたっての工夫はどうなっているのか。

(施設所管部)

2つの老人福祉センターとも付近に駐車場が無く、苦慮している。鷹ヶ丘については、旧上下水道部の跡地を一時的に利用は出来るが、継続的には難しいことから、実際には改善されていない。利用者には出来るだけ車で来ないようにとお願いしている。

(議長)

他に質問等がなければ、鷹ヶ丘老人福祉センター等の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、老人福祉センター祥風園の選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

平成 29 年度に利用人数が増加しており、説明のなかで経営努力をしているという話だが実際、どういった事があったのか。

(所管部)

指定管理者で様々な催しを開いているとのことであり、それがどのように反映されているかは分析されていないことから、詳細が不明である。

(委員)

収支状況の評価における、指定管理料の余剰金・不足金は法人内で調整としているとは、どういうことか。

(所管部)

指定管理料を支出しているが、最終的に不足が生じた場合は、法人で負担している場合もあるということ。

(委員)

収入実績「その他」の項目で、平成 28・29 年度に計上されているのはどういうものなのか。

(所管部)

詳細について確認して後日、お伝えする。

(委員)

有益な事業であるならば、ぜひ広めていただきたい。

(議長)

他に質問等がなければ、老人福祉センター祥風園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。

<委員了承>

(議長)

次に、老人福祉センター瑞風園の選定方法等について、健康福祉部から説明をお願いします。

<施設所管部 説明>

(議長)

以上の説明について、質問や意見はないか。

(委員)

平成 27 年度から人件費の積算方法を変更したとあるが、どう
いう変更があったのか。

(施設所管部)

法人職員分の給与を含めた形で人件費を算出していたが、27
年度からは施設の職員のみ人件費を算出しており、その分の減
少がある。

(委員)

法人本部の給与を含んでいたということか。見直してからの
収支には、さほど変化が無いように見られるが。

(施設所管部)

法人人件費については、本部で職員管理を行っていることか
ら、その分の経費を積算しているものであり、それを人件費に
含めるのは適切でないことから、一般管理費に含めることが適
当ということから、総額では大きな変化が見られないものであ
る。

(委員)

この施設は温泉設備が備わっており、温泉利用者が大半であ
るとのことだが、その周辺には温泉施設は無いのか。

(施設所管部)

この地域は農村地域であり、付近に温泉施設は無い。

(委員)

競合施設は無く、利用者も無料ということか。であれば、100
円でも 200 円でも利用者から徴収することも出来ないか。

(施設所管部)

65 歳未満の方が利用する場合は、使用料を徴収している。ほ
とんどの利用が付近の方になっている。市内の老人福祉施設の
中で、ダントツに利用者が多いのは、この施設である。温泉を
利用して高齢者同士が交流している。

(委員)

施設の職員配置はどのような基準で算出しているものか。

(施設所管部)

鷹ヶ丘については、城西の職員を含んだ形での記載となっ
ており、瑞風園については、温泉設備があり利用者が突出して多

	<p>いということから職員が多い形となっている。入浴については、祥風園は1週間に3回だが、瑞風園では月曜日以外は入浴可能となっている。温泉の管理、清掃や入浴者数の記録などの作業がある。</p> <p>(委員) 職員配置が適正なのか、施設の利用状況などを分析しておいたほうが良い。</p> <p>(議長) 他に質問等がなければ、老人福祉センター瑞風園の指定管理者候補者の選定方法、指定期間及び選定基準等については、妥当であるとしてよろしいか。</p> <p><委員了承></p> <p>(議長) 今後の予定について事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局から今後の予定について説明></p> <p>(議長) 質問がなければこれで案件審議を終了する。</p>
その他必要事項	会議は非公開である。